

有害鳥獣対策集落協力補助制度の流れ

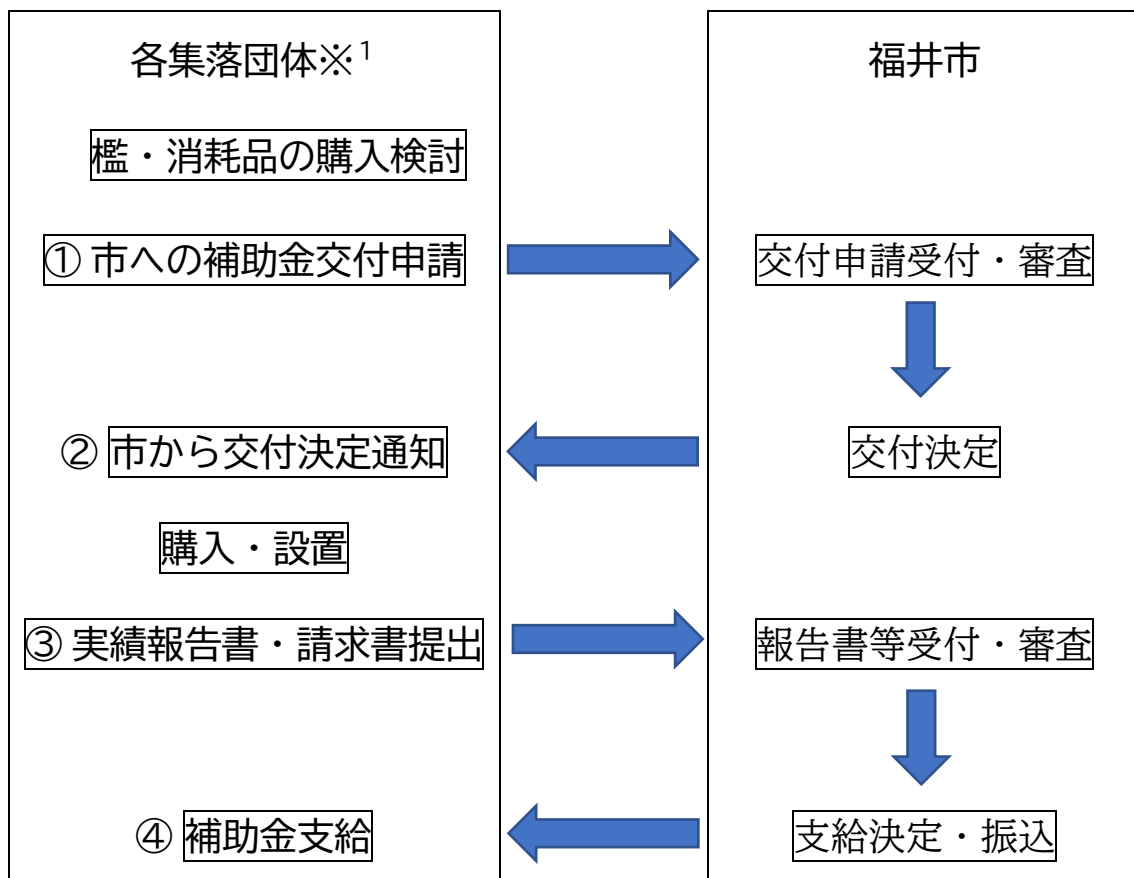
注意事項

・捕獲檻や追払いに係る備品（電動ガン等）・消耗品（爆竹、ロケット花火）の購入に対する補助を受けるには、事前申請が必要です。

※注 購入後は補助対象になりません。必ず、事前申請をしてください。

フロー図

- ① 市への交付申請を行う
- ② 市から交付決定される
- ③ 購入・設置後報告書等を提出する
- ④ 補助金支給



※ 1 集落団体とは、自治会、農家組合、集落鳥獣害対策協議会のことです。